



令和4年度 指定給水装置工事事業者説明会

日 時 令和4年11月16日（水）
午後2時00分から

場 所 花巻市文化会館 大ホール

説明内容

- (1) 給水装置工事申込等全般に係る留意事項 p.3 ~11
- (2) 給水装置工事に係る施工基準の一部改正について p.12~24
- (3) 中高層建物直結給水技術基準の導入について p.25~38
- (4) 指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて p.39~54

(４) 指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

- ・ 更新制度の概要
- ・ 指定の有効期間
- ・ 更新手続きについて
- ・ その他

更新制度の概要①

指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(1) 指定給水装置工事事業者制度とは

給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができると認められるものを、**水道法第16条の2第1項**の規定に基づき、指定する制度。

令和4年6月末時点
岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者数 322者
※上記事業者数とは別に休止中9者 (合計331者)

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、前条にお規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者給水区域において給水装置工事を適正に施工することができると認められる者の指定をすることができる。

更新制度の概要②

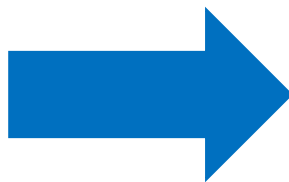
指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(2) 更新制の導入の目的

これまでの制度では

- ・ 名称、所在等の変更の届出
- ・ 廃止・休止・再開の届出

これらの届出がないと、事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するといった課題があった。



こうした課題への対応、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部を改正。



水道法第25条の3の2

水道法第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

水道法第25条の3の2

「指定の有効期間を5年とする」

指定の有効期間①

指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(1) 改正水道法施行日前日（R 1.9.30）以前に指定を受けた場合の有効期間

岩手中部水道企業団より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
①平成10年4月1日から平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
②平成11年4月1日から平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
③平成15年4月1日から平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
④平成19年4月1日から平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
<u>⑤平成25年4月1日から令和元年9月30日</u>	<u>令和6年9月29日までの5年間</u>

改正水道法附則第3条及び政令による経過措置

※岩手中部水道企業団は平成26年4月1日に統合し、その際に再度指定を行ったので、R 1.9.30より前に指定になった業者は全て上記表の⑤に該当します。

指定の有効期間②

指定給水装置工事事業者の指定更新の手続きについて

(2) 改正水道法施行日（R 1.10.1）以降に指定を受けた場合の有効期間



指定を受けた日から 5 年間

参考例)

令和 4 年 7 月 1 日に指定を受けた場合の指定の有効期間



令和 4 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

更新手続きについて①

(1) 更新手続き期間

令和元年10月1日以前の指定業者

令和5年4月1日から令和6年7月31日まで の受付とします（指定No.371 まで）。

令和元年10月1日以降の指定業者

更新日の約4ヶ月前までに通知し、更新日の1ヶ月前までの受付とします。

（令和元年10月1日以降に指定になった業者には指定証に有効期間を表示しております。）

※システムの対応が間に合わず、有効期間が入っていない指定証をお渡ししている業者様には有効期間が入ったものと後日交換させていただきます

※詳細については、別紙工程表を参照してください。

水道法改正に伴う指定店更新作業工程表（案）

	令和5.4月	令和5.5月	令和5.6月	令和5.7月	令和5.8月	令和5.9月	令和5.10月	令和5.11月	令和5.12月	令和6.1月	令和6.2月	令和6.3月	令和6.4月	令和6.5月	令和6.6月	令和6.7月	令和6.8月	令和6.9月	令和6.10月
指定店番号 No.1～No.100 81業者	更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行																	令和6年9月29日までに更新作業完了
指定店番号 No.101～No.200 80業者					更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行													
指定店番号 No.201～No.300 82業者									更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行									
指定店番号 No.301～No.371 61業者													更新通知 発送	更新申請書受付 指定証発行					
指定店番号 No.372～No.388 17業者	令和元年10月1日以降に指定になられた指定業者は、 更新日（期間満了日）の約4ヶ月前までに郵送にて通知します。約1ヶ月前までを更新書類の受付期間とします。																		
予備期間 休止中・連絡不能業者等の再確認期間															更新通知 発送	継続→YES 更新申請書受付 継続→NO 廃止届の提出			

令和6年9月29日までに更新作業完了

※注意事項

指定の有効期間が満了となる前に更新手続きをしても、更新後の有効期間は従前の満了日の翌日から5年を経過した日までとなります。



例) 指定店番号 No. 1～100までの指定業者の更新フロー

- ・更新期間手続き期間は、令和5年4月に更新通知を発送、令和5年5月1日～7月31日（別添工程表）までの間に更新書類の提出をし、許可を得る。
- ・上記の場合の指定更新許可日が、令和5年7月31日の場合

更新後の指定の有効期間は、令和6年9月30日から令和11年9月29日まで

※実際は、「令和5年7月31日から令和11年9月29日まで」となり、更新作業を早く行っても終わりの期間は変わらない。（令和5年7月31日から令和10年7月30日までとはならない）

※更新手続事務の円滑な執行のため、各事業者様は別添の更新作業工程表の期間内での手続きにご協力ください。

(2) 更新手続きフロー

岩手中部水道企業団

①更新対象事業者へ通知文書発送

- ・通知時期は、別紙工程表参照
- ※通知前の更新に伴う申請は受付ません。

指定給水装置工事事業者

②更新申請書類の作成

- ・役員の変更、主任技術者の登録漏れないか注意。

④更新申請手続きの受付

- ・受付期間は別紙工程表参照
- ・書類内容についての不足・不備がないか確認
- ・指定証の交付について、窓口又は郵送かの確認

③更新申請書類の提出

- ・窓口又は郵送にて提出
- ※指定証等について郵送での受取りを希望する場合はその旨を連絡すること

⑤申請書類の審査・承認

- ※書類不備の場合再提出

⑥更新手続き完了及び通知

- ・指定証の作成・納付書の作成
- ・指定の告示・手続き完了連絡

指定証の受取

窓口の場合

納付書にて、更新手数料11,000円を納入後、既存指定証と引換え交付します。

郵送の場合

納付書を郵送します。指定機関で更新手数料11,000円を納入後、郵送等にて領収書のコピー、既存指定証を企業団へ送付。確認後、新規指定証を郵送します。

更新手続きについて②

(3) 更新手続きに必要な提出書類等

法人の場合

- ①指定申請書（様式第1）
- ②誓約書（様式第2）
- ③機械器具調書（別表（第18条関係）、写真）
- ④給水工事主任技術者証の写し及び雇用
されていることがわかる書類。保険証の写しなど
- ⑤履歴事項全部証明書（原本）
- ⑥定款の写し（提出日の日付、代表者印のあるもの）
- ⑦既存の指定証（更新時に交換）
- ⑧指定更新手数料として11,000円

個人の場合

- ①指定申請書（様式第1）
- ②誓約書（様式第2）
- ③機械器具調書（別表（第18条関係）、写真）
- ④給水工事主任技術者証の写し及び雇用
されていることがわかる書類。保険証の写しなど
- ⑤住民票（原本）
- ⑥既存の指定証（更新時に交換）
- ⑦指定更新手数料として11,000円

様式第1（第18条関係）

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

岩手中部水道企業団
企業長 北上市長 高橋 敏彦 殿

日付を忘れずに記入

令和〇年 〇月 〇日

申請者 氏名又は名称 指定番号 〇〇〇号

株式会社 岩手中部水道 印

記入漏れ・押印
忘れないように

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇
花巻市〇〇第〇地割〇〇番地〇

代表者氏名 代表取締役 中部 一郎

電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定をう
けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 中部 一郎	法人の場合は登記簿に記載されている全員の役員名を記入。 個人の場合は記入不要。
取締役 中部 二郎	
取締役 中部 花子	
事業の範囲	水道事業中、給水装置工事に関する事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

登記簿に記載されている
事業範囲、又は下記のと
おりを記入。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

（裏 面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 岩手中部 北上支店
上記事業所の所在地	北上市〇〇地割〇〇番地〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中部 太郎 中部 三郎	第〇〇〇〇〇号 第△△△△△号

選任する主任技術者を記入
更新時に登録情報と異なる
場合は、主任技術者選任・
解任届を別途提出のこと

申請者住所と異なる営業所
等で事業を行う場合は、そ
の名称、所在を記入
同じ場合は、そのまま記入

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
申請書に記入する下記事項について ・氏名又は名称 ・住 所 ・代表者名 ・役員名（法人） ・事業所の名称・所在地 ※現在の登録情報と異なる場合は、更 申請前に変更届を提出してください。	

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

申請者

氏名又は名称 株式会社 岩手中部水道 印

住所 花巻市〇〇第〇地割〇番地

代表者氏名 代表取締役 中部 一郎

岩手中部水道企業団

企業長 北上市長 高橋 敏彦 殿

記入漏れ・押印忘れない
ように

（備考）この用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

令和〇年〇月〇日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用機械器具	金切りのこ	〇〇-△△	1台	
	パイプキッター	〇〇-△△	1台	
管の加工用機械器具	やすり	〇〇-△△	1台	
	パイプねじ切り器	〇〇-△△	1台	
接合用の機械器具	パイプレンチ	〇〇-△△	1台	
	トラップ	〇〇-△△	1台	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	〇〇-△△	1台	
発電機等			1台	

※上記、緑書きの機械器具は、厚生労働省で定める機械器具であり（指定に必要なものと定められている）必ず記載をお願いします。

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、
「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(4) 更新手続き時に確認する事項

(水道法第25条の8 及び水道法施行規則第36条)

※下記事項について、指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（様式あり）により提出を求めます。

- ①岩手中部水道企業団が実施した指定給水装置工事事業者の説明会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行う事ができる技能を有する者の従事状況

1 枚目

指定給水装置工事業者 指定更新時確認書

年 月 日
 指定番号、郵便番号 №999、〒028-3163
 住 所 花巻市葛第〇地割〇〇番地〇
 氏名又は名称 株式会社 岩手中部水道
 代表者氏名 代表取締役 中部 一郎
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 F A X 番号 △△△△-△△-△△△△

申請書と同様の押印を忘れずに！

1. 指定給水装置工事業者の講習会の受講実績

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください）（公表：可・不可）
令和 4 年 7 月 7 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

未受講の場合は理由を記入

※講習会とは、岩手中部水道企業が実施する指定給水装置工事業者説明会を指します。

2. 指定給水装置工事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応可能時間もご記入ください）（公表：可・不可）
休業日： 日曜日、正月、GW、お盆（その他）
営業日： 月曜日～土曜日
営業時間： 8 時 30 分 ～ 17 時 00 分
修繕対応時間： 営業時間内 ※要相談
漏水等修繕対応の可否（公表：可・不可）
（該当するもの全てに○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です）
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕
その他詳細（ ）
配水管からの分岐工事対応の可否（公表：可・不可）
（該当するもの全てに○をつけてください）
分岐工事対応可能 分岐工事対応不可
その他（公表：可・不可）

営業形態、修繕対応等について記入

その他曜へ、夜間・休日等の対応についてもご記入も可能です。

その他の欄は、緊急時の連絡先等を記入願います。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

2 枚目

3. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）
 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
中部 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成30年7月2日
中部 三郎	自社内研修 ○〇に関する業務研修	令和4年7月7日
上記内容の公表の可否	可・不可	

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や終了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しを提出のこと。

自社内研修の場合は申出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印（書類）は求めない。

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。（受講者名は公表対象ではありません）

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

3 枚目

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	工事 年度
		保有している資格等※	
中部 太郎	○	○ 【給水装置工事技術財団が実施する 配管技能者】講習会修了者	R 3
中部 三郎	○	○ 【給水装置工事技術財団が実施する 配管技能】検定合格者	R 3
花巻 四郎	○	○ 【職業能力開発促進法第44条に規程す る】配管技能士	R 3
社員A	○	×	R 3
上記内容の公表の可否	雇用関係又は下請け等 も含み、給水装置工事に 従事した者の氏名等を 記入してください。		
☒ 可 ☐ 不可	資格を有していなくても、 経験を有していれば 記入してください。		

※以下に示す保有資格等

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者の事業内容や、選任している給水工事主任技術者等に関して変更がある場合は、**変更のあった日から30日以内**に届け出ていただく必要があります。（更新制度とは別に、通常必要となる手続きです。）

変更の届出が漏れていると指定更新できない場合がありますので、事前に変更手続きをお願いします。

- (2) 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送で通知をします。

（※通知前の更新に伴う申請は受付しません。別添工程表のとおり）

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

指定の更新については任意のため、こちらから更新するよう催促することはありませんので更新を希望される方は手続き漏れのないよう十分ご注意願います。



ご清聴ありがとうございました。

岩手中部水道企業団 給配水課